Alliance Cooperation of Construction

ESTABLISHED 2000

Brochure

ACCESS

2021-22

NO CHECK NO SAFETY

Equipment & Scaffolding for Safety

足場の安全を守る　職人の未来を創る

全国仮設安全事業協同組合

Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety

仮設事業に係る製造、販売（含むリース・レンタル）、工事施工及び安全コンサルトを行う事業者にて構成する団体。2000（平成 12）年 7 月 3 日､中小企業等協同組合法により通商産業大臣（当時）及び建設大臣（当時）から設立の認可。仮設業に係る各種団体と連携し、仮設に起因する労働災害の撲滅を目指すとともに、組合員の相互扶助の精神に基づき、共同して事業を行い、公正な経済活動の機会を確保し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としています。
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety　略称は ACCESS（アクセス）。

組合員 UNION MEMBER **244** 社

賛助会員 SUPPORTING MEMBER **41** 社

仮設事業に係る製造、販売（含むリース・レンタル）、工事施工及び安全コンサルタントを行う事業者にて構成。（2021 年 5 月現在）

全国仮設安全事業協同組合の事業

①労働災害撲滅推進を図るための仮設安全監理者の教育事業　②仮設製品及び仮設工事の共同安全監理事業
③仮設製品及び仮設工事の共同販売及びその斡旋事業　④資機材、消耗品、原料の共同購買及びその斡旋事業
⑤仮設製品及び仮設工事の共同受注及びその斡旋事業　⑥共同宣伝に関する事業　⑦調査、研究、開発に関する事業
⑧経済的地位の改善のための団体協約の締結　⑨教育及び情報の提供に関する事業
⑩中小企業倒産防止共済事業に関する事業　⑪福利厚生に関する事業　⑫その他、本組合の目的達成に必要な事業

	理事長	小野辰雄	日綜産株式会社
中部支部長	副理事長	近藤昌三	近藤産興式会社
	副理事長	神谷邦雄	キョーワ株式会社
	専務理事	東尾　正	員　外
北海道支部長	理事	片桐　大	日建片桐リース株式会社
東北支部長	理事	東海林直樹	栄進リース工業有限会社
関東支部長	理事	杉山信夫	株式会社杉孝
北信越支部長	理事	礒貝秀克	北国リース株式会社
近畿支部長	理事	井上雄策	アルインコ株式会社
中国支部長	理事	野瀬和也	日本セイフティー株式会社
四国支部長	理事	笠井恒博	大嘉産業株式会社
九州支部長	理事	上原　進	那覇鋼材株式会社
	理事	吉田栄一	株式会社十全
	理事	松田直樹	東山産業株式会社
	理事	宮内大介	明治商工株式会社
	理事	三浦基和	株式会社ダイサン
	理事	重野　力	株式会社神奈川足場
	理事	松浦正治郎	アサヒ産業株式会社
	理事	坂口守正	株式会社ピカコーポレイション
	理事	前野宏人	岡部株式会社
	理事	河原栄二	株式会社河原工務店
	理事	大仲孝明	太洋リース株式会社
	理事	小岸昭義	株式会社ＯＧＩＳＨＩ
	理事	小牧知宏	小牧木材株式会社
	理事	大谷浩臣	大谷総業株式会社
	理事	小林真一	株式会社シンコウ
	理事	辻　暢之	有限会社ビレネーエキスパート
	理事	松本　剛	株式会社旭コーポレーション
	理事	佐藤広恭	株式会社カントビ
	理事	山本茂二	株式会社光陽
	理事	村田利治	員　外
	理事	小池廣治	員　外
	理事	内山康夫	員　外
	監事	飯塚紀彦	有限会社栗栖工業
	監事	柴田紳也	三信産業株式会社
	特別顧問	清水　武	一般社団法人日本鳶工業連合会
	特別顧問	伊藤庄平	員　外
	特別顧問	篠田伸夫	員　外
	顧問	矢野進一	員　外

2000	6月	全国仮設安全事業協同組合創立総会
	7月	通商産業大臣及び建設大臣が ACCESS の設立認可
	9月	日刊建設通信新聞紙面上に「ACCESS 新聞」を創刊（以後不定期刊行）
	〃	労働省の「足場等の安全対策検討会」開始（～ 03 年 3 月）
	〃	仮設安全監理者特別教育講習会開始
	10月	建設省等の「足場安全対策検討委員会」開始（～ 05 年 3 月）
2001	3月	国土交通省、初の「重点対策」（技術調査課長通知「平成 13 年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について」）発出
	4月	国土交通省及び農林水産省が手すり先行足場のモデル工事を開始
	〃	「仮設安全監理者による安全点検」の本格実施開始
	12月	横浜市で第 1 回全国仮設安全大会開催（以後毎年全国各地で開催）
2003	3月	国土交通省、「平成 15 年度重点対策」で直轄工事は「手すり先行工法に関するガイドライン」によることとし、併せて「特記仕様書」で義務化
	4月	厚生労働省、「手すり先行工法に関するガイドライン」策定
2004	3月	「建築工事用垂直ネット（JISA8960）」発効
	〃	国土交通省、「平成 16 年度重点対策」で直轄工事の足場を「働きやすい安心感のある足場」に
	9月	仮設安全監理者の資格を組合員外に開放
2006	4月	「手すり先行形足場（JISA8961）」及び「つま先板（JISA8962）」発効
2007	3月	小野理事長が安倍晋三首相（当時）に直訴
	5月	厚生労働省の「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」開始（～ 08 年 10 月）
	10月	「土木工事共通仕様書」で枠組足場について手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置義務化
	12月	JKK 東京から有料で足場点検受託
2008	3月	「屋根工事用足場及び施工方法（JISA8971）」発効
	12月	「斜面・法面工事用仮設設備（JISA8972）」発効
2009	3月	労働安全衛生規則の一部改正省令制定（同年 6 月施行）
	4月	安全衛生部長通達（「より安全な措置」等を内容とする「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」）発出
	6月	「仮設安全監理者センター」本格始動
2010	4月	「土木共通仕様書」で手すり先行工法及び組立時・使用時の常時二段手すりと幅木の設置義務化
	5月	「青年部」活動開始
	8月	厚生労働省による「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」開始（～ 14 年 11 月）
2011	6月	「工事成績評定に関するガイダンス」作成
2012	2月	厚生労働省、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」発出
	4月	厚生労働省、「仮設安全監理者は足場点検で十分な知識・経験を有する者に該当する」旨の事務連絡発出
	7月	国土交通省各地方整備局建政部主催の研修会開始
2013	1月	新ガイダンス「足場からの墜落防止対策で評価アップ !!」作成
	5月	厚生労働省の委託事業「墜落・転落災害防止対策推進事業（建設業）」を初めて受託（以降、2014 年度を除き、毎年度受託）
2014	7月	「手すり先行形足場（JISA8961 2006）」を「JISA8961 2014」に改正
2015	3月	労働安全衛生規則の一部改正省令制定（同年 7 月施行）
2016	10月	「仮設国際会議」の第 3 回を日本で開催
	12月	「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）」が可決・成立（17 年 3 月施行）
2017	2月	「建設職人基本法制定記念祝賀会」開催
	6月	建設職人基本法に基づく「基本計画」閣議決定
	12月	「労働安全衛生法第 88 条」届出に関する足場についての相談・助言業務を開始
2018	2月	「建設職人基本法 " 見える化 " 大会」開催（全国仮設安全大会を改称）
	〃	組合員向けメールマガジン「@ ccess」創刊（以後毎月発行）
	5月	厚生労働省の「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」開始
	6月	国土交通省の「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」開始
2019	2月	フルハーネス型安全帯（墜落制止用器具）義務化
2020	3月	ACCESS と全国社会保険労務士連合会が連携し、同連合会都道府県社会保険労務士会事務所に相談窓口設置
	4月	商工中金の融資相談を ACCESS が紹介開始（新型コロナ対策）
	11月	小野理事長が菅義偉首相に陳情
	12月	「足場等の安全性と安全ファクター及び強風対策に関する基本事項検討委員会」を仮設工業会と ACCESS の共催で設置（～ 21 年 3 月）
2021	2月	ACCESS と日本鳶工業連合会で包括連携協定締結

若い力で業界の明日を変える―ACCESS 青年部

青年部会を定期的に開催し、新規事業や会員の増強方策、共同購買事業における組合員ニーズの調査や対象商材の選定など多岐にわたった検討を行うとともに、若い経営者同士が懇親を深め、今後の経営方針などについて活発に意見交換を行っています。

また、青年部のメンバー全員は仮設安全監理者です。足場安全点検の普及推進を目的に、全国各地で発注者と合同で足場安全点検や意見交換会を開催しています。

access online shop―共同購買事業

組合員が必要な資材などをまとめて仕入れることで、お求めやすい価格にてご案内しております。特設サイト「access online shop」では多種多様な商品をご用意しています。組合にご加入いただきますと、特設サイト「access online shop」においてさらにお得な組合員価格でお求めいただくことができます。

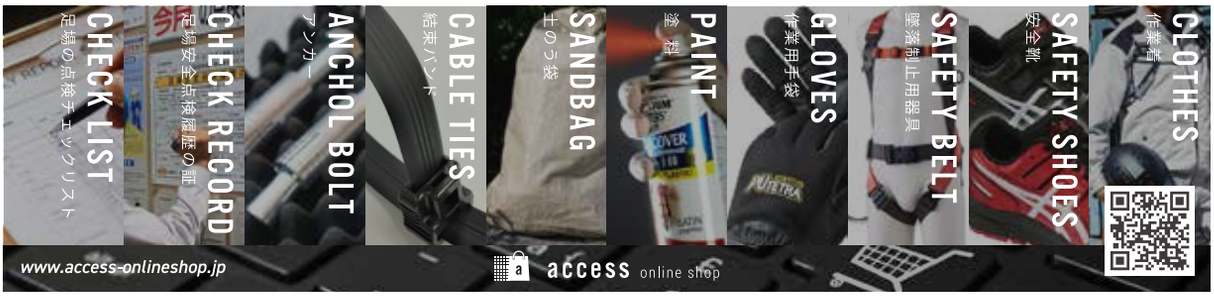

組合員ならではのおトクなサービス―団体割引制度

ACCESS 組合員・賛助会員限定のお得な団体割引制度のご案内も随時行っております。経費の節減、福利厚生など経営にお役立てください。詳しくは事務局までお問い合わせください。

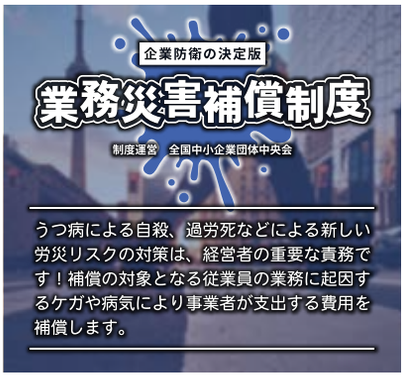

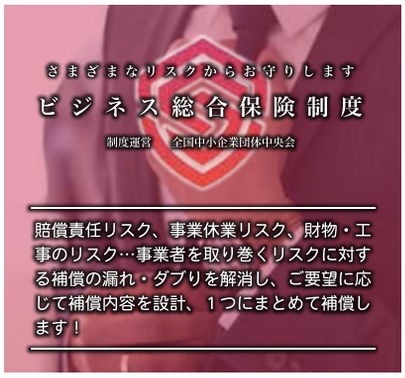

Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety
Access新聞 Extra 号外

編集・発行人　東尾　正　発行所　全国仮設安全事業協同組合（ACCESS・アクセス）　〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-18ユニゾ小伝馬町ビル5階 TEL 03-3639-0641 FAX 03-3639-0640
©ACCESS 2019

建設職人の未来を照らす「建設職人基本法」

仮設業などに従事する建設職人の安全・健康の確保と処遇の改善・地位向上に光を当てた日本初の法律

2016（平成28）年12月の国会において全会一致の議員立法により成立、翌17（平成29）年3月16日に施行されたのが、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（略称・建設職人基本法）です。公共工事、民間工事を問わず、一人親方を含む建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するため、安全衛生経費の確実な支払いや、建設現場の安全点検の取組みの促進、一人親方の保護などを国や自治体の責務とする法律です。組合の設立以来、建設職人すべてが安心して暮らせる生活と処遇改善や地位向上の実現をめざしてきたACCESSが呼びかけつづけてきたものであり建設工事従事者に的を絞った日本初の画期的な法律です。

▲全会一致の議員立法で成立した「建設職人基本法」

墜・転落災害防止の充実強化等重要課題を打ち出した基本計画が閣議決定

施行された建設職人基本法第15条に基づき、基本計画は17（平成29）年6月に閣議決定されました。

基本計画では、❶墜・転落災害防止の充実強化について実効ある施策の実施❷安全衛生経費が適切かつ明確に積算され、下請負人まで確実に支払われる施策の実施❸労働安全衛生法で直接の保護対象になっていない一人親方への対応❹従事者の処遇の改善や地位の向上を図る社会保険等への加入の徹底❺週休二日といった働き方改革―などが盛り込まれました。このうち❶と❷が「重要課題」といえます。

墜落・転落災害撲滅へ

基本計画重要課題❶については、Ⓐ「手すり先行足場」Ⓑ「四種類の専門家による足場の点検」―の義務化が必須です。国土交通省の官工事における墜・転落による死亡者は0人であり、Ⓐについては03（平成15）年度から仕様書によって義務化、Ⓑについては13（平成25）年度から「重点対策」として実施してきた有効な成果です。国会においてもその有効性が数度にわたり答弁で証明されております。他方、民間工事では依然として墜・転落災害が多発しております。まさに「官民格差」であり、この是正こそが重要課題❶の解決のカギです。

なお、Ⓑ「四種類の専門家」の中には、ACCESSの養成する「仮設安全監理者」があります。（→P10参照）

安全衛生経費の定義付けとその確保

重要課題❷である安全衛生経費の確保については、次のような問題点があります。

(1)これまでの日本の請負工事では「安全衛生経費」と「本体工事などその他の経費」との区分が曖昧で、両者一括して発注され（総価契約）、安全衛生経費とその他の経費が混在するため、建設職人の安全と健康確保のための費用が明確にならず、結果としてそれらの経費が削られがちです。

(2)そもそも安全衛生経費とは何かということについて明確な定義がないので、足場など安全に直結する費用も一般の工事費（直接工事費）に含められてしまいます。

ACCESSではこれらの問題に対する処方箋を訴え続けています。

江戸時代からの伝統と歴史 日鳶連と包括連携協定を締結

21（令和3）年2月、ACCESSと日本鳶工業連合会（日鳶連・清水武会長）と包括連携協定の調印式を行いました。

江戸時代からの鳶職の伝統を令和に継ぐ日鳶連との包括連携協定は、いままでの建設関連団体間で締結されたものと全く違う画期的なものです。今後の建設業のあり方として経営者側の立場よりも働く職人の立場を重視すべきという視点を強く打ち出しました。協定には建設職人の①安全と健康②処遇改善及び地位の向上、そして何よりも③人権尊重を基本理念として明記しています。

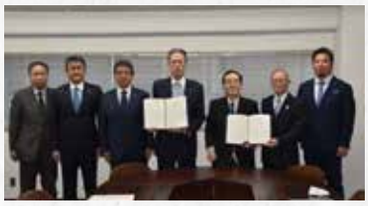

ACCESSと日鳶連は構成メンバーが重複する部分があり、ACCESSの組合員などが日鳶連会員にスムースになる途も開かれました。共に手を携えて協定内容の実現に努めてまいります。

一日に一人以上の尊い命が失われる日本の建設現場―

厚生労働省がまとめた 2020 年（1 ― 12 月）の労働災害発生状況（確定値）によると建設業全体の死亡者数は 258 人。全産業の 32.2%を占め、業種別で最も死亡者数が多いのが建設業なのです。死亡者数 258 人のうち「墜落・転落」で亡くなったのが 95 人。実に死亡災害の 36.8%を占め、この割合は何年も変わっていません。

また、労働災害統計に含まれない「一人親方など※」の年間死亡者数（2020 年）は 96 人。その 65.0%にあたる 63 人が「墜落・転落」で亡くなっています。一日に一人が日本の建設現場で命を落とし、その原因の多くが足場などからの墜落や転落であり、極めて憂慮すべき状況にあります。

※「一人親方」とは、労働者を使用しないで事業を行う者であり、「一人親方など」には、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含めます。

建設業の労働災害死亡者数は全産業で最も高い―

日本の労働災害による死亡者数は全体的に減少傾向にはあります。業種別では「建設業」が毎年最も高く、全産業の中で占める割合では 35%前後を推移しています。

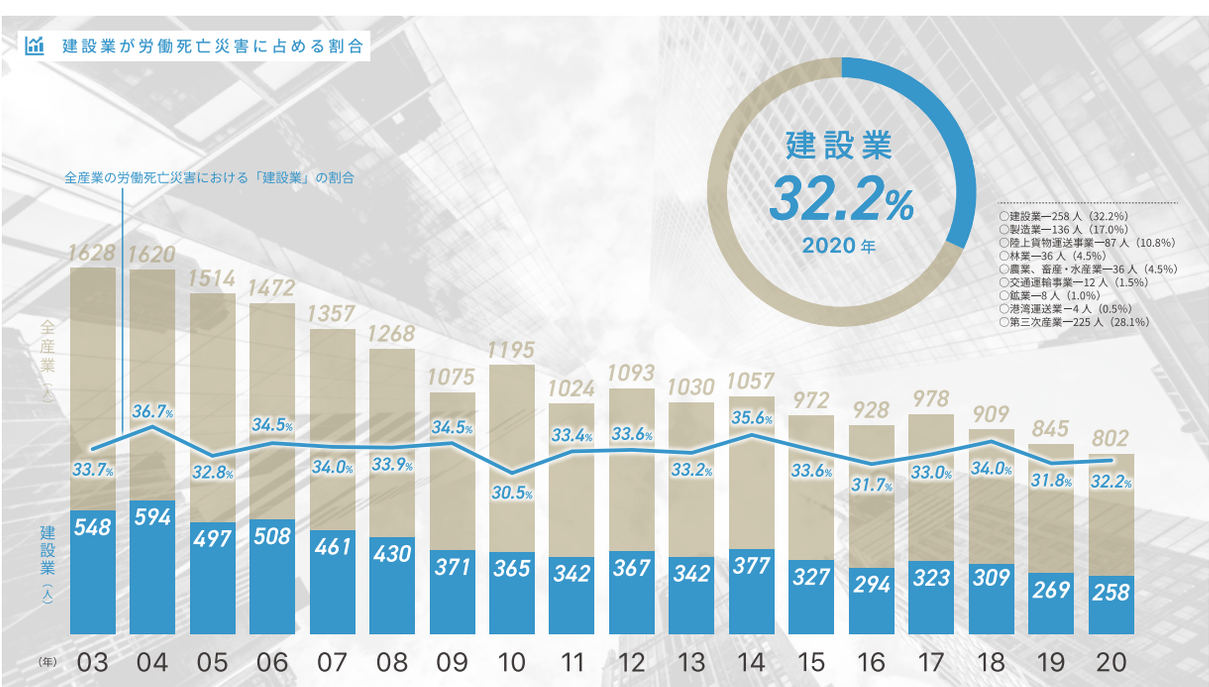

▲業種別死亡災害発生状況　資料出処：建設業労働災害防止協会

日本の建設業における労働災害の現状
後を絶たない足場からの墜落・転落災害

Work-related accident of the construction industry

死亡原因の４割は「墜落・転落」―

建設業における労働災害死亡原因を種類別にみると「墜落・転落」によるものが最も多く、その割合は毎年 40% 前後を占め、喫緊の墜落・転落災害防止対策を講じる必要が求められています。

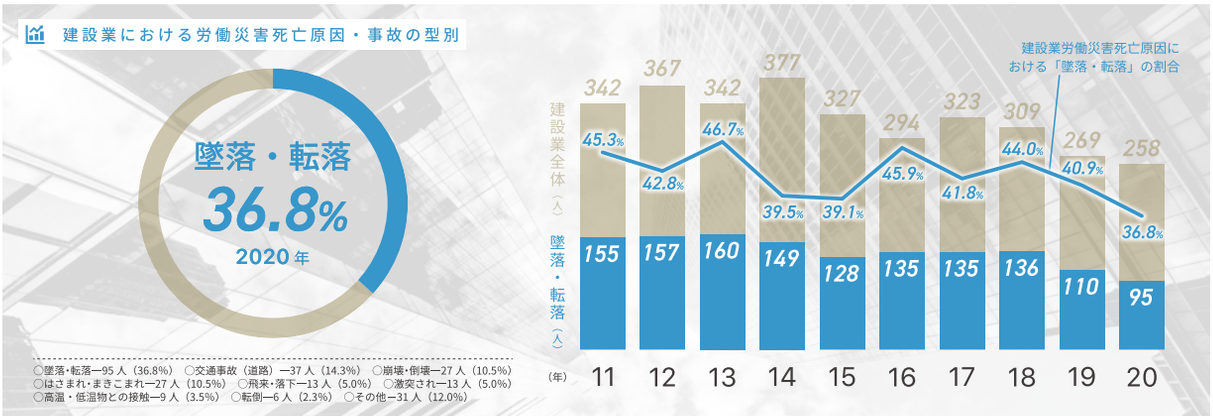

▲建設業における労働災害死亡原因・事故の型別　資料出処：建設業労働災害防止協会

発生箇所は「足場」からが２割―

「墜落・転落」による労働災害の死亡発生箇所別にみると、「足場」や所からの墜落・転落が毎年２割前後を推移しています。安全な足場環境の構築が、悲惨な死亡事故を防ぐ有効な手段の一つなのです。

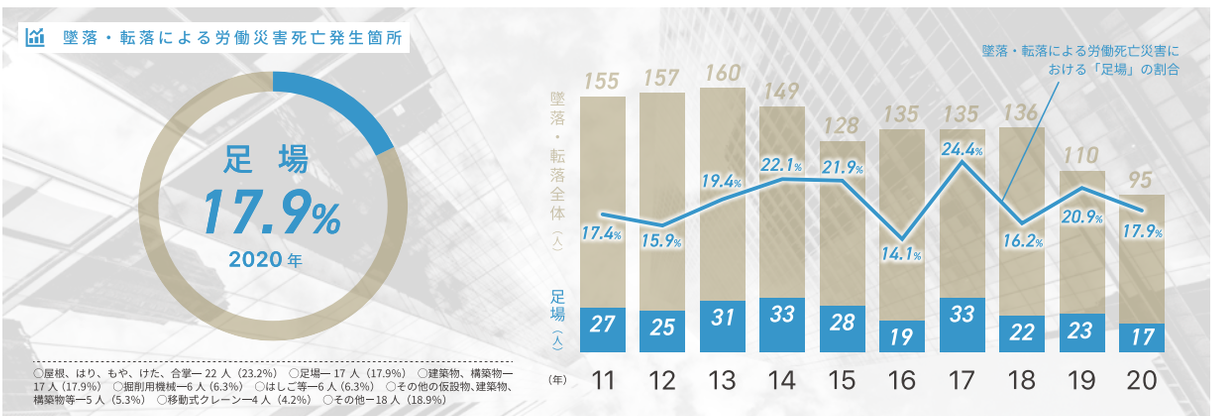

▲墜落・転落による労働災害死亡発生箇所　資料出処：建設業労働災害防止協会

手すり先行工法による二段手すりと幅木（つま先板）の設置―

足場の組立・解体時における最上層からの墜落災害を防止し、足場の使用時における墜落災害を防止するため、厚生労働省は「足場からの墜落･転落災害防止総合対策推進要綱」により「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく**「手すり先行工法」**と**「働きやすい安心感のある足場」**の積極的な採用を要請し、国土交通省直轄公共事業は仕様書により足場の施工に当たっては同ガイドラインによるものとし、足場の組立・解体時及び使用時には常時全ての作業床に**二段手すりと幅木（つま先板）**の機能を有するものを設置することを義務付けています。

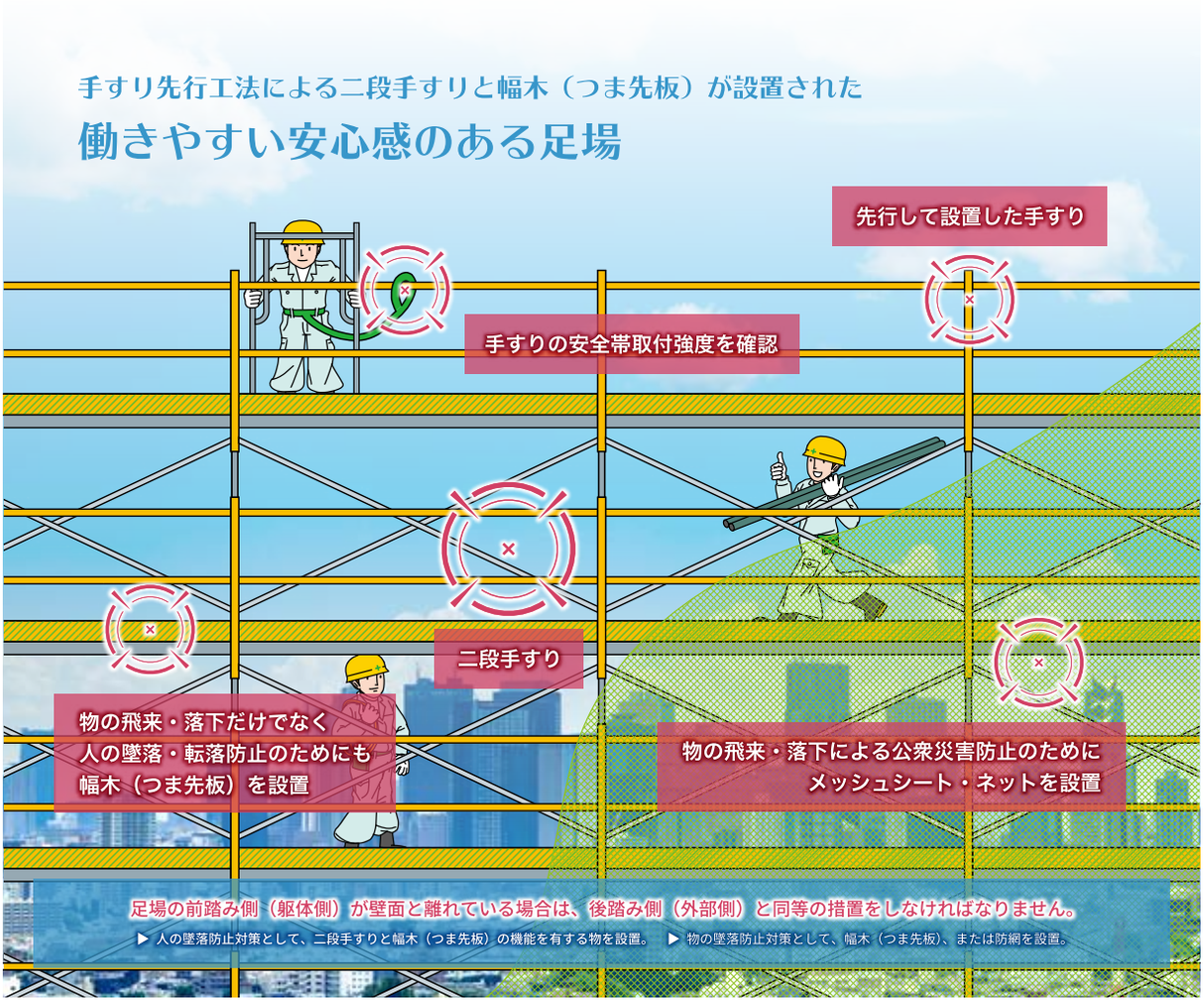

ACCESSの取組み―ハード

手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置

Efforts of ACCESS ; Hardware side

手すり先行工法の採用状況―

発注者別の「手すり先行工法」の採用状況は、国では約８割採用されているいるにも係わらず現場数の多い民間工事の採用率は 34.5%にとどまっています。全体では 49.2%とその数字は年々上がってきており、ACCESS の積極的な普及活動が徐々に実ってきています。

「手すり先行工法」を民間工事へ普及させることが墜落・転落による死亡災害を撲滅させる道なのです。

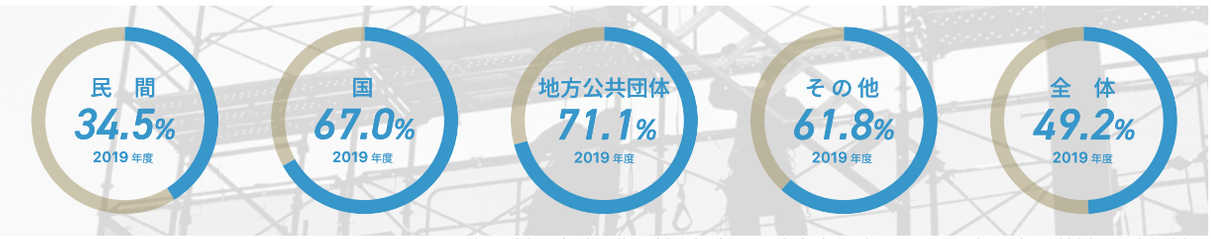

▲手すり先行工法の採用状況（発注者別）・2019 年度（2019 年 11 月～ 2020 年 1 月）　資料出処：厚生労働省

手すり先行工法等の研修会の開催―

ACCESS では、工事発注者である国（厚生労働省各労働局を含む）や地方自治体、災害防止団体や建設業団体などと共同で「改正労働安全衛生規則」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」を含む「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」をふまえた『仮設に関する安全技術研修会』への講師派遣を行っております。足場の組立・解体の実演を行う機材展示等、安全な足場を積極的に普及させてまいります。

また、ここ数年 ACCESS が国から受託している「墜落・転落防止対策推進事業（建設業）」の一環として、2021 年度は「足場からの墜落・転落災害防止対策オンライン研修会」を Zoom などで開催しています。

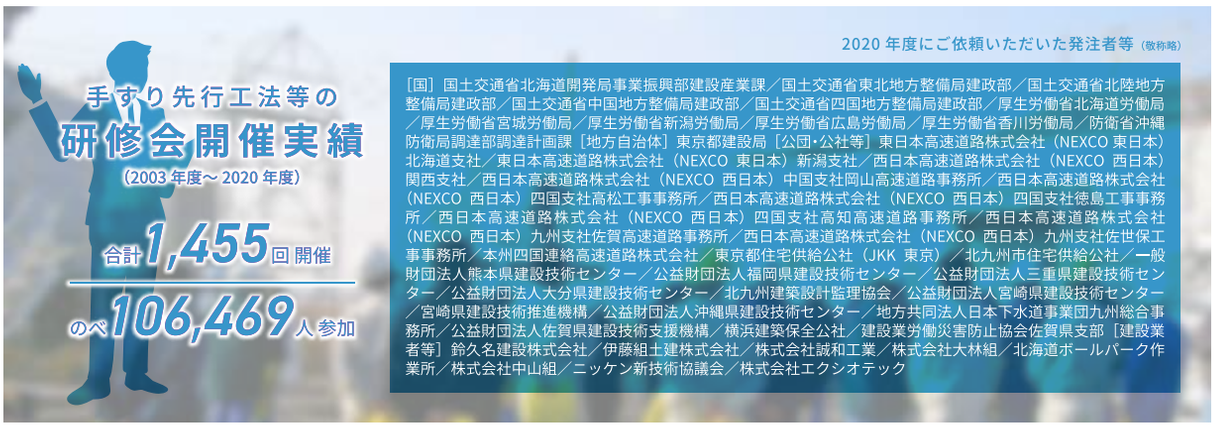

2020 年度にご依頼いただいた発注者等（敬称略）

［国］国土交通省北海道開発局事業振興部建設産業課／国土交通省東北地方整備局建政部／国土交通省北陸地方整備局建政部／国土交通省中国地方整備局建政部／国土交通省四国地方整備局建政部／厚生労働省北海道労働局／厚生労働省宮城労働局／厚生労働省新潟労働局／厚生労働省広島労働局／厚生労働省香川労働局／防衛省沖縄防衛局調達部調達計画課［地方自治体］東京都建設局［公団･公社等］東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）北海道支社／東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）新潟支社／西日本高速道路株式会社（NEXCO 西日本）関西支社／西日本高速道路株式会社（NEXCO 西日本）中国支社岡山高速道路事務所／西日本高速道路株式会社（NEXCO 西日本）四国支社高松工事事務所／西日本高速道路株式会社（NEXCO 西日本）四国支社徳島工事事務所／西日本高速道路株式会社（NEXCO 西日本）四国支社高知高速道路事務所／西日本高速道路株式会社（NEXCO 西日本）九州支社佐賀高速道路事務所／西日本高速道路株式会社（NEXCO 西日本）九州支社佐世保工事事務所／本州四国連絡高速道路株式会社／東京都住宅供給公社（JKK 東京）／北九州市住宅供給公社／一般財団法人熊本県建設技術センター／公益財団法人福岡県建設技術センター／公益財団法人三重県建設技術センター／公益財団法人大分県建設技術センター／北九州建築設計監理協会／公益財団法人宮崎県建設技術センター／宮崎県建設技術推進機構／公益財団法人沖縄県建設技術センター／地方共同法人日本下水道事業団九州総合事務所／公益財団法人佐賀県建設技術支援機構／横浜建築保全公社／建設業労働災害防止協会佐賀県支部［建設業者等］鈴久名建設株式会社／伊藤組土建株式会社／株式会社誠和工業／株式会社大林組／北海道ボールパーク作業所／株式会社中山組／ニッケン新技術協議会／株式会社エクシオテック

仮設安全監理者による足場安全点検―

足場は正しく設置されていなければ本来の効果を得ることは出来ません。足場の安全点検は労働安全衛生規則に基づき、事業者、注文者に義務づけられています。仮設安全監理者による足場安全点検は、足場の種類・機材別 90 種類以上のチェックリストに基づき、当該足場を組み立てた者以外の第三者の目線で細部にわたって点検を行い、足場に起因する事故を防止しています。

仮設安全監理者による点検実績は 2020 年度までに 118,382 件。これまで行った仮設安全監理者の点検のうち、約 14%の現場で不具合を発見し改善依頼を行っています。仮設安全監理者が点検を行った箇所からの**仮設に起因する死亡事故報告はゼロ**です。

また、仮設安全監理者は、厚生労働省の通知及び国土交通省の重点対策で「十分な知識・経験を有する者」として足場点検の適格者であることが公式に認められています。

90 種類以上の足場の種類・機材別点検チェックリスト―

仮設安全監理者が使用するチェックリスト（点検表）は、ACCESS が認証した 90 種類以上の足場の種類・機材別の専用のものです。多種多様な足場の詳細な点検に対応でき、足場を使用する建設職人の安全を確保できます。

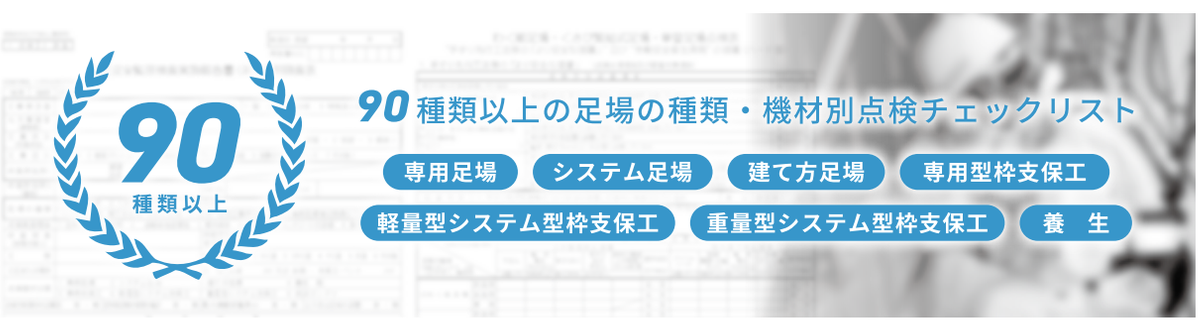

ACCESSの取組み―ソフト

十分な知識・経験のある者による足場安全点検

Efforts of ACCESS ; Software side

「足場安全点検履歴の証」の掲示と労働局への定期報告―

仮設安全監理者は足場安全点検の終了後、現場作業所入口等に掲示した仮設安全監理者専用の**「足場安全点検履歴の証」**に点検の実施内容等を記入します。これを見れば点検の履歴は一目瞭然です。国土交通省も重点対策に明記しています。また、2013 年度より厚生労働省の依頼に応え、仮設安全監理者が実施した点検結果情報を、ACCESS から所轄労働局に対し定期的に報告しております。

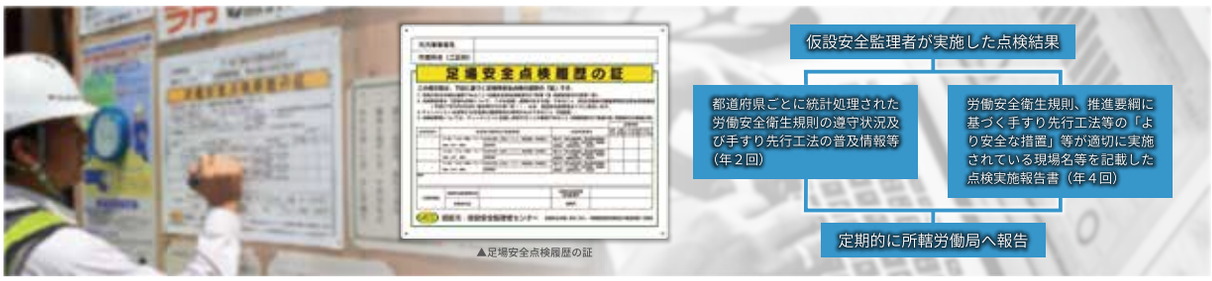

▲足場安全点検履歴の証

仮設安全監理者の資格を取得するには？

ACCESS が全国で実施する**「仮設安全監理者取得講習会」**を受講し、筆記試験に合格すると仮設安全監理者資格を取得できます。これまで 2020 年度までに 14,560 人が仮設安全監理者の資格を取得しています。ACCESS のホームページでは講習会の開催情報を随時掲載していますのでご確認ください。

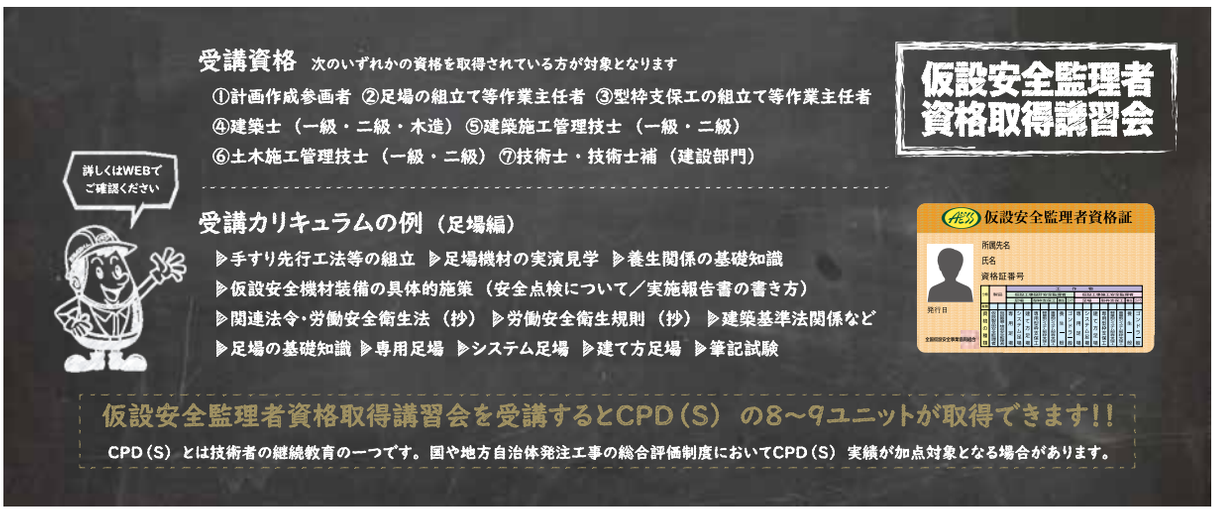

全国仮設安全事業協同組合

Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-18　EDGE 小伝馬町ビル 5 階
TEL 03-3639-0641　FAX 03-3639-0640

北海道支部　ACCESS HOKKAIDO
〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 7-2-4　カタギリ・コーポレーションビル
TEL 011-206-8683　FAX 011-206-9787

東北支部　ACCESS TOHOKU
〒984-0002 仙台市若林区卸町東 3-2-5（城東産業㈱仙台支店内）
TEL 022-390-6601　FAX 022-390-6602

関東支部　ACCESS KANTO
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-18　EDGE 小伝馬町ビル 5 階
TEL 03-3639-1571　FAX 03-3639-3980

北信越支部　ACCESS HOKUSHINETSU
〒950-0911 新潟市中央区笹口 3-14-2　辰巳ビル 2 階
TEL 025-255-6210　FAX 025-255-6211

中部支部　ACCESS CHUBU
〒457-0822 名古屋市南区浜田町 1-10
TEL 052-614-0701　FAX 052-614-0705

近畿支部　ACCESS KINKI
〒540-0010 大阪市中央区材木町 1-6　第 12 新興ビル 6 階
TEL 06-6966-1610　FAX 06-6966-1617

中国支部　ACCESS CHUGOKU
〒730-0016 広島市中区幟町 3-55　幟町ゼネラルビル 6 階
TEL 082-511-2051　FAX 082-227-2720

四国支部　ACCESS SHIKOKU
〒761-8071 香川県高松市伏石町 2163-21
TEL 087-869-8065　FAX 087-869-8066

九州支部　ACCESS KYUSHU
〒810-0045 福岡市中央区草香江 1-5-2-401
TEL 092-707-3155　FAX 092-707-3156

info@kasetsuanzen.or.jp

全国仮設安全事業協同組合ホームページ
www.kasetsuanzen.or.jp

access online shop
www.access-onlineshop.jp

仮設安全監理者センター
www.kasetsu-center.jp